

平成28年3月9日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成28年3月9日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集いただきましてありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番、村井保夫君、13番、門瀧雄君を指名致します。

日程第2、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に5番、隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子、議長のお許しをいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

1点目は、認知症対策についてであります。

高齢化の加速に伴って、認知症が急増しております。

今や65歳以上のほぼ7人に1人が認知症とされています。

警視庁によると、認知症が原因で行方不明になったという届け出は2012年で9,607人、そのうち359人が発見時に死亡していた。

徘徊症状のある認知症の男性が電車にはねられ死亡した事故は、皆さんの記憶に新しいと思います。

認知症患者の同居家族の介護負担は、言葉に言いあらわせないくらい大変厳しいものがあります。

厚労省は、2013年度から2017年度認知症対策5か年計画を策定、計画の柱は早期診断と早期対応。

これまでの認知症対策は、症状が悪化してから医療機関を受診する事後的な対応が中心でありました。

このため、認知症になると、自宅で生活することが難しく、施設への入所、病院に入院するしかないという考えが一般化していました。

しかし、5か年計画では、この考えを一変させ、早期診断に重点を置くことで、たとえ認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けられる社会を目指

すというものです。

ましてや、認知症は、誰もが発症する可能性がある疾患でありますので、軽度の認知症を早期発見することが重要であります。

そこで、お尋ねをいたします。

- 1、多度津町の認知症患者さんは、おおよそ何人ぐらいでしょうか。
- 2、認知症対策の取り組みについて。
- 3、認知症サポーター（認知症に関する正しい知識を持ち、地域で本人や家族に対して手助けをする）の認定者は何人いますか。
- 4、認知症サポーターは、どのような活動をされていますか。
- 5、今後サポーターをどれくらい増やす予定でしょうか。

以上、ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員ご質問の認知症対策についてお答えをしてみたいです。

議員ご指摘のとおり、認知症は誰でもなる可能性がある病気であり、高齢化の進展に伴い、2025年には認知症の人は全国で700万人前後になり、65歳以上の高齢者に対する割合は、現在の約7人に1人から5人に1人になると見込まれております。

今や、社会的な課題となっており、認知症の人やその家族への支援は最重要と考え、認知症の早期発見、早期診断はもちろん、早期に適切な対応や介護をすることが大切で、さらに認知症の方や家族を温かく支える地域づくりが求められていると考えております。

認知症対策の総合的な推進のため、地域包括支援センターと協力し、さまざまな取り組みを行っているところであります。

1点目のご質問の多度津町における認知症の人数であります。全数調査を実施しておりませんので、正確な人数は把握しておりませんが、本町の介護保険要介護要支援認定者は現在約1,300人おられ、そのうちの7割の方に認知症があることが認定調査結果から分かっております。

また、国では、65歳以上の高齢者の約7人に1人の割合で認知症状があるとしていることもあわせ、本町の認知症高齢者の人数は現在約1,000人と推計をしております。

2点目のご質問の認知症対策の取り組みについてであります。国は団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、認知症施策推進5か年計画を改め、新たに認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～を策定いたしました。

本町もこの戦略の7つの柱に沿って、認知症対策について総合的に取り組んでいるところであります。

主な取り組み内容でございますが、1つ目に認知症への理解を深めるための普及啓発の推進としまして、認知症サポーターの養成講座を開催しております。

住民を集めての養成講座のほか、出前講座にも力を入れており、企業や委員からも要請があり、出前講座を実施し好評を得ているところであります。

また、昨年に引き続き認知症ケアパスを作成し、本年6月に全戸配布する予定であります。

このケアパスには、医療と介護の情報が掲載され、認知症状に気がついたときから受診や介護サービスを受けるまでの流れについて分かりやすく説明をしたものであります。

2つ目に、認知症の人の介護者への支援といたしまして、相談業務を町福祉保健課、地域包括支援センターが窓口となり行っており、必要時には家庭訪問による対応、認知症疾患医療センター回生病院などへの紹介もしているところであります。

また、介護者の会としておしどり会がございます。

年6回定例会を開き、介護者同士の交流や勉強会などの活動をしておりますので、その会の活動支援も行っております。

3つ目に、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進といたしまして、認知症サポーターのようなよき理解者をふやし、地域の中で声かけや見守り活動が活発になることを目指しております。

28年度には、徘徊する高齢者を探す模擬訓練や、徘徊などにより自宅へ戻れなくなる心配がある高齢者を家族が町へ事前登録しておき、行方不明になったときにできるだけ早く高齢者を探すことができるように、SOSネットワークの仕組みづくりも計画をしております。

4つ目に、認知症の予防としまして、地域包括支援センターが中心となり、認知症予防教室を実施しております。

脳活性化運動等を取り入れた内容で、本年度は24名の方が12回コースを修了しております。

また、認知症予防講演会の開催や高齢者が歩いて出かけられ、気軽に集える場としての居場所づくりにも取り組んでおります。

最後に、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療、介護などが受けられる初期の対応体制を目的とした認知症初期集中支援チームは、専門医の協力を得ながら、平成29年度の設置を見据えて、現在、準備をしております。

以上が主な認知症対策の取り組みであります。

3点目のご質問の認知症サポーターの人数であります。認知症サポーター

は、平成27年9月末現在935人であります。

4点目のご質問の認知症サポーターの活動についてであります。認知症サポーターへ望むことは、認知症に関する正しい知識と理解を持っていただき、地域や職域で認知症の人やその家族に対し優しい対応をしていただくこと、また手助けをしていただくことでもあります。

現在は、まだ介護予防サポーターのような組織的な活動の取り組みは行っておりません。

5点目のご質問であります。今後サポーターをどれくらい増やす予定かということにつきまして、総合計画の目標値にもありますように、現在の935人を平成30年3月までに1,000人とすることを目指しております。

ただ単に量的に養成するだけではなく、認知症高齢者等に優しい地域づくりのために、さまざまな場面で活躍してもらえることに重点を置き、養成していく所存であります。

以上で隅岡議員の認知症対策についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

非常にわかりやすく、本当にすばらしい答弁でございました。

ありがとうございました。

その中で、私も非常に関心があったことですが、今後、認知症初期集中支援チームっていうのが、18年度をめどに、これは国の方の施策ということで、今後するという事です。

認知症に気づいたご本人やご家族などから相談を受けて、ここにも書いてありますように、医師とか、看護師らが自宅をお尋ねしてサービスを提供する初期集中支援チームについては、18年度には同チームを全国市町村に設置する方針を受けての認知症初期集中支援チームということであろうかと思えます。

また、私がなぜこの質問をしたかといいますと、私の近くに高齢のおばあさんがおって、もう何年も前のことですが、急に徘徊のような形でいなくなって、もちろん家族、それからご近所は余りどうか聞いてはないんですけど、とにかく家族の人が警察署にも聞いたり、本当に手を尽くして、ずっと探しに行った経緯がありまして、でもなかなか見つからなかったということで、デイサービスに行くちょっとの何十分の間に姿を消したということがあって、なかなかこういうことは、対策は難しいということで、こういう声をいただいて、じゃあ多度津町としてはどのように対策をしていくのかということで、この認知症対策の質問をさせていただいたわけでございます。

この中にもありますように、事前に登録をしておくということで、SOSネ

ットワーク、今後計画をしないといけないというふうに書いてございます。  
この登録方法なんかの、仕方なんかの、周知なんかはどのようにする予定で  
ございますか、お願いします。

福祉保健課長（藤原 安江）

失礼いたします。

隅岡議員のご質問にお答えいたします。

事前登録につきましては、SOSおもいやりネットワークということで、多  
度津町地域包括支援センター、また福祉保健課の方に徘徊のおそれのある高  
齢者がおられるご家族の方が、登録用紙を私の方に設置しておりますので、  
それによって登録していただく、また、実際に登録をしていなくても、警  
察のほうへ行方不明になったということで捜索願を出すケースもございま  
す。

警察のほうにもお願いをして、そういう登録をしていただくというようなこ  
とも事前にもお願いに行っておりますが、丸亀警察署は余りにも大き過ぎまし  
て、ちょっと断られたので、多度津交番の方でお受けいただけるような、  
今、お話をしております。

事前に登録いただいた方にはQRコードの入ったシールをつくりまして、そ  
れを洋服とか、また靴とかに張っていただくとかということで認知症高齢者  
の方に身につけていただいて、その方が徘徊といいますか、不審な行動とか  
あったときに地域の皆様が気づいていただいて、そのQRコードに携帯電話  
のQRコードをかざしていただきますと、多度津町役場と多度津交番の電話  
番号が出るようにして、それには番号を入れておりますので、そこで登録者  
名簿で私どものほうが照らし合わせて、ご家族にご連絡するというようなシ  
ステムを考えております。

24時間体制で動く必要もございますので、グループホーム等の施設等の協力  
を得てということで考えております。

周知につきましては、広報またホームページ、あと認知症のサポーターの方  
等々で周知を図ってまいろうと思っております。

以上です。

議員（隅岡 美子）

大変きめ細かな対策で、本当に私も安心、その方にもそういうふうにお伝  
えをすることができる、大変うれしく思っております。

それで、そういうことがあって、また少し話を変えますけれども、認知症、  
最近テレビなんかで出ております、高齢者の認知症の虐待ということでござ  
いますけれども、これは全国的になんですけど、年々やはり増えてきておる  
そうでございます。

大半はご家族によるものでありますけれども、介護施設の職員からとかということで、2014年度には300件ということで、過去最多ということでございます。

また、その施設の被害者の8割は認知症患者ということでございます。

そして、例えば家庭での虐待の件数の場合は、加害者は息子が最も多く、続いて夫とか娘とか、そうしたことでございます。

また、施設のほうでは、職員の介護技術の未熟さとか、虐待への知識とか認識不足、また職員のストレスなどが上げられております。

多度津町におきまして、虐待の相談件数、認知件数といいたまいますか、分かる範囲で結構ですので、お知らせをいただきたいと思っております。

福祉保健課長（藤原 安江）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

高齢者虐待に関する相談でございますが、確かに多度津町におきましても年々増加をしております。

平成26年度の統計でございますが、地域包括支援センター等に寄せられました高齢者虐待に関する相談は23件でございます。

実人員にいたしまして14名の虐待ケースについて相談を受けております。

昨日も高齢者虐待で警察の方から通報がございまして、私どものほう、包括支援センターまた福祉保健課の職員が家庭訪問いたしまして、早期な高齢者のご家族の方の分離というふうなことにつきまして、訪問して支援しているところでございます。

以上です。

議員（隅岡 美子）

多度津町におきましては、今、課長が言われましたように23件、14名ということでございます。

多くなっていう感じもいたします。

今後の計画も今ご答弁にありましたように、早期に発見するということが非常に大事ですので、SOSネットワークとか、それから先ほどご答弁がありましたように認知症初期集中支援チームの立ち上げということで、29年度の設置を見据えて、現在準備をしておりますということでございますので。

それと同時に、認知症サポーターということで、それはどういうことも皆さんご存じかと思っておりますけれども、1時間から1時間半ぐらいの講演とかを聞いて、オレンジのリングをいただいて、サポーターになれるということであります。

そういった方々も今後増やしていただきたいと思いますなと思っております。

認知症は、患者自身からその人が生きるあかしであります。

けれども、さまざまな理由で、またさまざまな記憶をその認知症が奪い去っていきます。

元の自分が少しずつ失われ、自分が自分ではなくなっていく、その不安ははかり知ることができません。

どんな人も生命の尊さは同じであります。

これまで歩んでこられた人生の道りを尊重してあげ、どこまでもその人らしい人生を送られるよう、行政の手助けまた地域の手助けが今後必要と考えておりますので、本当に行政ならではの、できないことがたくさんありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで1点目の質問は終わりたいと思ひます。

続けて、2点目を質問いたします。

2点目は、食育についてであります。

人が健康で快適に生きていくためには、安全で栄養のバランスのとれたおいしい食べ物が必要不可欠と常々思っております。

また、急速な少子・高齢化が進む中、高血圧、糖尿病など、さまざまな生活習慣病の増加などの問題を抱える現代社会において、生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることは、全ての町民の皆様の願ひではないでしょうか。

食べることは、暮らしの中で日々何げなく行っていることですが、心身の健康や成長のためにはとても重要で、幼少期のころに食べたり、飲んだり、口にする食生活が将来の健康な体づくりに必ずかかわってくると思ひます。

ご存じのように、食育は、食品の栄養素や食べ方など、食に関する正しい知識を身につけ、健康で豊かな生活を送るのが目的です。食の欧米化などによる栄養の偏りや不規則な食事、またそれに伴う生活習慣病の増加などの課題克服のため、大切な取り組みです。

そのことを踏まえまして、健康的な食生活を送れる人を育てる食育は、これからも必須と感じるものであります。

平成17年、国や自治体に食育運動の展開などを求める食事基本法が施行されました。これに基づき、食事推進基本計画も策定され、計画の指標として、1、国民の関心を広げる、2、朝食欠乏率の減少などの項目を盛り込み、毎年6月を食事月間、毎月19日が食育の日と定められています。

食品への異物混入や期限切れ食材使用や食品の使い回しなどが相次ぎ、食の安全に対しては関心が高まっていると考えます。

しかし、学校給食や授業などを通して、子供に食生活の大切さ、正しい食習慣を身につけさせる食育への関心度が減少傾向にあると思っております。

そこでお尋ねをいたします。

多度津町においても、これまで様々な食育に関する取り組みをされてきたか

と思いますが、その現状とどのようなよい効果が持たされたのか、学校現場での取り組み、また行政での取り組みに分けてお聞かせください。

以上、ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の食育の取り組みについてのご質問にお答えします。

現状と効果について、行政での取り組みと学校現場の取り組みの2つの視点からお答えします。

まず、私からは、主として子供を対象とした食育の取り組みについて答弁します。

1つ目は、行政の取り組みについてです。

子供たちにとって、学校給食が生きた食の教育を実践する上での貴重な教材になるという認識のもと、行政の役割を果たしていきたいと考えております。

その食の教育の中心は、学校給食センターであると考えます。

センターには栄養教諭と栄養士の2名が配置され、献立の作成、栄養指導をもとに調理員が細心の配慮をしながら調理を行っています。

また、学校給食では、生産者の顔が見える地産地消の取り組み、保護者、学校関係者で構成された献立委員会の意見、アレルギー対応についての研修成果を反映させながら、充実した給食となるよう努力しているところであります。

また、教育委員会としても、食の危機管理はもちろんのこと、食に対する正しい知識と望ましい食習慣が身につけられるよう、給食センターと連携を図りながら、学校、家庭への啓発活動を努めてまいっているところであります。

なお、多度津町のホームページを開いていただくと、学校給食の項目にその月の学校給食メニューを見ることができます。

献立名、栄養のこと、地産地消のこと、トピック的に献立のレシピなどが掲載され、町民の皆さんにも楽しんでいただけるよう工夫しているところであります。

2つ目の学校現場での取り組みについてです。

町内の全ての学校では、実態に即した食に関する指導の全体計画を作成し、学級活動、教科の時間、総合的な学習、そして給食の時間、全校朝礼の時間を活用し、全学年で計画的に実施しているところであります。

その際、教員だけではなく、栄養教諭、栄養士、食生活改善委員、生産者の方々も授業や給食指導にも参加していただき、学習を深めております。

また、子供たちの給食委員会、保健委員会などの自治活動、そして地域の

人々も参加して、調理実習や栽培、収穫活動など、体験活動など工夫を凝らして、楽しい食の教育を実践しております。

今後も学校だけでなく、家庭や関係機関と連携を図りながら、町ぐるみの食の教育を推進すべく努力してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

福祉保健課主幹（丸岡 多恵子）

おはようございます。

引き続きまして、隅岡議員ご質問の食育についての行政の取り組みについてお答えいたします。

本町では、平成21年に健康づくり計画の中間評価に合わせ、食を通して、心身ともに豊かな生活の実現を目指した多度津町食育推進計画を策定いたしました。

計画では、家庭を主体として行政、学校、食生活改善推進協議会を初めとする健康づくり推進団体などによる食育推進ネットワークを構築し、食育活動を推進してまいりました。

主な取り組みとしては、健康フェスタでの健康テーマに沿ったメニューの紹介や試食提供、多度津中学生の優秀朝食メニューの展示と表彰や多度津高校生との讃岐の食文化事業、親子の食育教室、子育て支援広場でのおやつ提供、健康テーマに沿った地区ごとの講習など、地域に根差した活動を展開しております。

また、計画の実施期間が終了した今年度、新たに第2次健康増進計画に合わせ、第2次食育推進計画を策定いたしました。

計画の策定に当たり、基礎資料として、昨年6月に町内小学校2年生、5年生、中学校3年生、3歳児の保護者及び町民の方から無作為抽出し、健康と食育に関するアンケート調査を実施いたしました。

主なアンケート調査結果では、食育に関心のある人は6割を超え、自分の食生活が問題だと感じている人は若年層ほど多く、朝食の欠食、野菜の摂取不足、主食、主菜、副菜をそろえて食べる習慣がない、間食を摂り過ぎるなどの食生活の乱れ、また思春期の女性のダイエット志向など、栄養面での問題もうかがえます。

この結果と前回のアンケート結果をもとに、健康と食を取り巻く現状と課題を抽出し、8つの分野別にライフステージごとの基本目標を立て、その1番目に栄養、食生活といたしました。

さらに、課題に対して個人や家庭での自助の取り組み、健康づくり推進団体を初めとする地域や幼稚園、保育所、学校での共助の取り組み、行政による支援として公助の取り組みを位置づけ、特に重要な年代に朝御飯を毎日食べ

ることや、栄養バランスや食事の量を考えて食べること、食育についての理解度を上げることなどを数値目標として示し、今後も妊娠期からのあらゆる保健事業を通して、食育についての情報提供や管理栄養士、保健師による相談指導を行い、また健康づくり推進団体の協力のもと、食育活動を積極的に推進していく予定としています。

隅岡議員のおっしゃるとおり、食は生命を維持するために不可欠なものであるとともに、私たちに楽しみや喜びを与えてくれるものであり、子供たちが健やかに成長し、人々が健康で幸福な生活を送るための基礎となります。その一方で、栄養のとり過ぎや偏りなど、食生活の乱れは糖尿病や高血圧を初めとする生活習慣病を引き起こす原因ともなります。町民一人一人が食生活の重要性を認識し、自分の身体状況に合わせて食事を考え、選択する力を身につけることが健康を維持増進し、生活習慣病を予防するためにも大切だと考えます。

この計画の概要版は、今月末に全戸配布し、町民の方々に広く知っていただき、自らが幼少期より自分に合った健康づくりに取り組み、生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう推進してまいります。

以上、簡単ではございますが、隅岡議員のご質問の食育についての答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁ありがとうございます。

様々な取り組みをされとることで、今後、第2次食育推進計画を策定しているということでありました。

このアンケートの結果もそうですが、食生活が問題だと感じている方が若年層ほど多く、朝食の欠乏とずっと云々とありますけれども、やはり児童・生徒においても、朝食を食べてこない児童・生徒がたくさんおるんじゃないかなと危惧をしております。

早寝、早起き、朝御飯というふうに言われておりますけど、なかなかお母さんも朝早くて準備ができないとか、さまざまな理由があるんですけども、一概には言えませんけれども、やはり朝食をお菓子だけとか、もう食べないでくるとか、そういったこともお聞きをしたことが度々あります。

そうこうしているうちに体調のほうも不調になって、生活習慣病であります糖尿病、また肥満児が最近は多くなってきておりますけれども、その辺のところ、多度津町の状況など、分かる範囲で結構ですので、よろしく願いたします。

福祉保健課主幹（丸岡 多恵子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

わかる範囲なんですけども、アンケート調査結果では、自分の食生活が問題だと感じている人は30代が51.8%と多く、あと40代、20代というふうに40%台を推移しております。

それから、朝食の欠食が多いというのが20代の45%で、毎日朝食は食べないというような結果が出ております。

それで、このアンケートを調査するに当たりまして、本人の肥満状況ですか、身長と体重といった肥満状況なども書いていただいた上で、どういった食生活の状況かというふうなアンケート内容といたしました。

以上、簡単ですけども、アンケート調査の結果の状況をお知らせいたします。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の質問にお答えしたいと思います。

実際の子供たちの状況に課題はないかということだと思います。

毎年、県の教育委員会、あるいは全国の学習状況調査の中に、子供たちの生活についてもアンケートをとっています。

その中に、朝食をとっているかというようなアンケートもあります。

それを経年比較してみると、きちんとした数字は、正確な数字は言えないんですけども、比較的多次津町内の子供たちの朝の食事の欠食率というんですかね、それは低い状態に抑えられていると思う。

ただ、年度が上がるにつれて、若干ふえてくる。

つまり、小学生よりか中学生がふえてくるというような状況であります。

朝の食事をとるということは、本当に教育上も大切なことなので、保護者の方々にも協力していただかんとできないことだと思いますので、保護者の方にもしっかり啓発をしていこうと。

また、食育のものは、やっぱり家庭にあると思いますので、家庭にしっかり働きかけていきたいなというふうに思います。

それと、やはり隅岡議員の質問を聞いていて、評価というんですかね、実際どうなのかということで調べてみると、朝の食事の欠食率の改善状況とか、あるいは学校給食の残食率の改善状況とか、そして地場産物活用率の向上というのが食の指導では大きな評価の視点になっておりますので、そのあたりを十分今から検討して、しっかりしたデータをとっていきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（志村 忠昭）

隅岡美子君、もう時間が迫っておりますので、簡単にお願いいいたします。

議員（隅岡 美子）

簡単に言います。

最近、県の広報紙を見ましたら、G7サミットに関心をという見出しで、これにあわせて香川県でも6市4町が給食でサミットを再現しようという記事でありまして、ここのページに載っているのは三木町の小学校でありますけれども、これに多度津町も入っているかどうか、ちょっと伺いたいなと思って、お願いします。

教育課長（岡 敦憲）

失礼します。

今回の給食サミットに関しましては、多度津町では入っておりません。

議員（隅岡 美子）

大変に丁寧なことで、またわかりやすいご答弁で、本当にありがとうございました。

今後も行政の皆様よろしくお伺いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、5番、隅岡美子議員の質問は終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成28年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、住民の足を守り、生活、福祉、教育を支えるコミュニティーバスの運行について、2、水道事業の県下広域化についての2点について一般質問をいたします。

まず最初に、住民の足を守り、生活、福祉、教育を支えるコミュニティーバスの運行についてであります。

去る2月9日、さぬき市の81歳の男性が軽乗用車を運転していて、高速道路を80km逆走して、接触、衝突事故など2件を起こしたことがマスコミに報道されました。

これまでは、専らマイカーを運転し、公共交通を利用してこなかった高齢者における大きな異変が新しい問題として発生してきており、マイカー運転が困難になる層の増加であります。

第2次世界大戦後の1947年から1949年に出生した、いわゆるベビーブーム世代つまり団塊世代が2012年から65歳以上になっておりますが、この世代は自動車運転免許証保有が圧倒的に多いことが特徴であります。

今は高い健康度を有し、また車を運転しておりますが、75歳頃、つまり2020年ごろを境にして、やはり健康状態は低下をし、生活機能の衰え、そし

て様々な障害の発生が急速に増加すると見られております。

また、65歳以上の自動車運転免許証自主返納が最近急速に進んでおります。そして、近年65歳以上の高齢運転に原因がある交通事故が増加傾向となっております。

高齢ドライバー対策として、自動車運転免許証の更新に際し、高齢者講習の受講が1998年から義務化されているところであります。

加齢による運転技能の衰えを自覚し、安全運転につながるのが狙いで、全国の指定自動車教習所で実施をされております。

当初は75歳以上が対象でしたが、2002年から70歳以上になり、75歳以上はさらに講習予備検査、つまり認知機能検査という判断力などを判定する検査を受けなければならないことになっております。

このように、地域公共交通の廃止と高齢での運転困難者の増加という大きな課題に直面をしております。

さらに、今後、超高齢化による心身の不調からマイカー運転が困難になることが第一に上げられますが、貧困の進展も考えられます。

また、自ら生活を維持する必要があるものの、日常の移動手段を確保しにくい高齢者の増加、そして日常生活圏の拡大により、通院や買い物などのため、移動手段を必要とする人が増加していることなどから、どの地域でも安心・安全に住み続けられるためにも、早急に準備することが必要になってきております。

また、大量に生まれている交通難民と言われている移動制約者の解消は、我が町としても最優先で取り組むべき課題となっております。

そこで、地域の交通は、高齢者の移動の確保だけでなく、まちづくり、児童・生徒の通学保障と安全対策、また地域コミュニティづくり、公共交通を利用できない人たちの外出機会の確保等、あらゆる人たちと地域の課題となっているわけであります。

超高齢化社会到来とともに、過疎地域でなく、都市の中にも限界集落化が進みつつあり、その中でも住民が生き生きと生活していける条件として、地域交通は欠かせないわけであります。

交通政策づくりは、生活交通だけでなく、地域福祉の課題でもあり、教育、地域コミュニティなど、住民が地域で生きていく上での土台となる総合的な課題でもあります。

このような中、2013年12月4日、交通政策基本法が制定され、2014年5月には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が成立し、地域の交通は地方自治体为先頭になって政策をつくることが打ち出され、地域住民や地方自治体の交通政策づくりが今まで以上に重要となってき

ているわけでありませう。

そこでお尋ねをいたします。

1点目は、地域交通としてのコミュニティーバス等の運行の県内未実施地区は、多度津、宇多津、東かがわ市の3地区であると聞いておりますが、どうか。

2点目に、坂出市及び善通寺市では、市民バスが本格運行までは試験運行として交通弱者等の移送及び高齢者の外出支援のため実施しており、善通寺市では平成14年10月22日から市民バス、つまり旧の福祉バスでございます、29人乗り2台での試験運行を開始したとのことであるので、我が町も健康センター行きの福祉バスの活用による試験運行、つまり自家用バスとしての白バス運行で利用率のアップができないものかどうか。

3点目には、80歳以上に福祉タクシー券を年間5,000円支給しておりますが、往復利用による利用回数が少ないと思われませうので、町内巡回バス、スクールバス、福祉バスとしての間合い利用、混乗化、乗り合い化すべきと思うがどうか。

4点目には、健康センター前、町役場前、多度津駅前を巡回バス拠点にすれば、港、フェリー利用者、JR利用者、駅前タクシー利用者として利用、活用ができると思うがどうか。

5点目には、将来の少子化対策として、スクールバスによる遠距離児童・生徒の安全確保での利用という点での運行についてはどのように考えるのか。

6点目には、本年7月に国が地方運輸局交通政策部として改組、発足しているもので、香川県でも四国運輸局香川運輸支局、鬼無町にあるので、支援措置の充実とともに活用してはどうか。

以上であります。

よろしくご答弁をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員ご質問の住民の足を守り、生活、福祉、教育を支えるコミュニティーバスの運行についてお答えをしましてまいります。

ご質問の1点目、県内未実施の団体は、本町のほか、東かがわ市、宇多津町、琴平町の1市3町であります。

2点目の町民健康センターのバスを利用してはでございますが、ご指摘の巡回バスは1台で、4地区の入浴時間に合わせた午前2回、午後2回の運行をしております。

利用者の安全や利便性に配慮して、多くの停留所を設置しており、非常に過密な運行状況でありますので、バス試行運転は利用者へ不便をおかけすることが生じると思われませうので、できません。

3点目の乗り合い化すればとのご質問でございますが、貴重な意見として伺っておきます。

4点目の拠点を持ってすればとのご質問ですが、導入をすることが決定すれば検討してまいりたいと思っております。

5点目のスクールバスの運行につきましては、現状では考えておりません。限られた財源の中で優先順位の協議とともに、少子化の中で学校が統合した場合に協議する課題と考えております。

6点目の支援措置を活用してはとのご質問でございますが、地方運輸局交通政策部が担う主な施策は、交通政策基本計画の着実な実施の推進、地域公共交通網の再構築、社会経済の変化に対応した地域物流の課題解決が示されております。

本町として具体的な協議をすとなれば、支援措置の内容を研究し活用してまいります。

いずれにいたしましても、今後訪れる超高齢化、少子化の中で、住民の利便性の向上のため、各種施策を実施していくことが行政の使命であると考えております。

多くのご意見がありますので、どの時期になるかはわかりませんが、総合的な交通弱者対策を検討していかなければならないと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご理解賜りますようお願いを申し上げて、尾崎議員への答弁といたします。

議員（尾崎 忠義）

第1点目は、琴平町が抜けておりましたが、琴平町は路線バスが走っているわけでございます。

2点目についてお伺いしたいと思いますが、善通寺市では、先ほど申しましたように、交通弱者等の移送及び高齢者の外出支援ということで運行しておりますし、また三豊市では健康増進、生きがいづくり、ということで、先手の福祉というふうに位置づけて交通弱者に対するバスを本格運行しているわけでございます。

そして、ただいま答弁ありました健康センター行きバス試験運行は、利用者へ不便をおかけすることが生じられるのでできないということでございますが、そうではなく、広い意味で福祉を増進させる、また交通弱者のために足を確保するということが大事だと思いますので、この不便をかけるのではなく、やはり町民一人一人がそういう立場に立てば利用できるんじゃないかと思いますが、その点の見解をお伺いしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

今の健康センターの巡回バスは、目的が全然違いますので、それをあえて無理に巡回バスのように活用すれば、当然おのずと利用者のほうからの不満の声も出てきますし、目的外だと思っておりますので、それはできないと考えております。

議員（尾崎 忠義）

それでは、健康センターバスの利用率についてお伺いしたいと思います。  
乗車人員、或いは利用率はどのくらいあるのでしょうか。  
よろしく願いいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。  
はっきりした数字を手持ち持っておりませんので、推計でお答えしたいと思います。  
大体10人から20人程度の乗車の現状でございます。  
また、詳しい数字につきましては、委員会のほうで回答させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。  
よろしく願いいたします。

議員（尾崎 忠義）

私は、この健康センター行きのバスを見ますと、ちょっと利用率が少な過ぎるということで、もう少しそういう活用ができるためにぜひこれは利用していただきたいということで質問したわけでございます。  
この点について利用率は今10人から20人ぐらいだと言っておりますが、これは4地区4コースありますから、ぜひこれを拡大で福祉施策の一環として、また交通弱者の対策としても活用できないものかということで検討していただきたいと思っております。  
次に、スクールバスでございますが、その時期になったら、今、少子化ということになっておりますが、この運行についても今から考えていかなければならないので、そのときになったら考えるというのでは遅いので、私たちの多度津町も地域の公共の総合計画の一環として、これについて考えていくべきではあると思っておりますが、教育長、どんなお考えでしょうか。  
よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問に答えていきたいと思っております。  
先程の町長の答弁の方にもありましたんですけども、学校の統廃合等で子供にとって非常に大きな負担がかかるというような状況が生まれてきたら検討するという形にはなると思っております。  
今現在は、とにかく学校として歩くことを奨励しておりますので、今現在そ

ういうに考えております。

議員（尾崎 忠義）

このコミュニティーバスについては、各地域によってさまざまな取り組みの仕方、あるいは出発点が違っていると思いますが、今、私たちは我が多度津町におきましても、地域の特性に応じたような取り組みが必要だと思っております。

ですから、この取り組みに当たっては、モデルケースというか、試験運行とかというのを徐々にやっていって、運行にこぎつけるということが大事だと思います。

なぜかといったら、私も昭和19年生まれで間もなく超高齢化社会の真っただ中に入るわけで、いつまでも運転はできないということで、非常に切実に思っております。

そういう意味で、ちょっとでもそういう福祉バスとして、あるいは今後そういう人たちが買い物難民であるとか、病院へ行くにも行けないとかということで、非常に進んでくると思います。

そういう意味で、ぜひこれは考えていただきたいと思っております。

ちなみに、隣接地の善通寺市では、碑殿まで来ておりますし、また近くまで町内のところで隣接しているわけでございます。

私の遠い親戚の方も免許証返納した、そして体が悪い、善通寺の国立病院へ行かなければならないということで、三和シャッターの横まで出て行って利用しているということでございますが、町内にそのように拠点病院があればいいのでございますが、ないわけでございます。

そういう意味で利用するという意味におきましても、非常に何とかしてほしいという要望が強いわけでございます。

その意味で、三豊市、そして善通寺市、丸亀市が走っておりますから、ぜひこれは拠点病院、あるいは買い物に行く、あるいは多度津町内でもイベントとか行事、さまざまなものにも広域化すれば、よそからも入ってきていただけるということで非常に便利になると思いますので、ぜひこれは実現をしていただきたいと思うわけでございます。

そして、平成23年には、残念ながら丸亀ではビッグ前に停留所があったのが廃止をされました。

また、丸亀では、善通寺とか宇多津の駅まで乗り入れをしているということも聞いております。

そして、利用率も学生が通勤通学にも多く利用しているということも聞いております。

丸亀市では、既に平成9年から運行開始して、既に19年間もなっております。

そして、利用者、行政、運行管理者、国とか県、これは路線バスの補助との関係があるんですが、このような協議会を立ち上げて、そして従来あった市営バスを廃止して、合併と同時にこのコミュニティーバスとして走らせたということを聞いております。

現在は13台のバスを運行しているそうでございます。

ですから、そういう連携をして、ぜひ実現をしていただきたいと思うのが私の希望でございますが、そういう意味においてぜひ検討がいかげなものでしょうか、お尋ねをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

この件に関しましては、私、何度も何回も答弁をしていることですので、繰り返しの答弁になることをご容赦いただいて、答弁をさせていただきます。

私が町長に就任させていただいてから、丸亀市を中心とする定住自立圏の中で十分に検討させていただきました。

それは、コミュニティーバスを運行する場合に、多度津町内だけでは効果が薄いんじゃないか。

その中で、今、尾崎議員おっしゃったように、病院に行かれる方、また買い物に行かれる方、そういう方々の利便性を考慮するのであれば、丸亀市と善通寺市、両市ともに今コミュニティーバスを運行しておりますので、その中で多度津町の住民がコミュニティーバスを活用すれば、一番利便性が高いんじゃないか、そういう中で何度も協議をさせていただきました。

結果といたしましては、丸亀市も善通寺市も財政的な負担が増えてしまう、だからそれはできないという、何度もそういうお返事をいただいたところであります。

そして、その丸亀市の方から言われたのは、合併をすればいいんじゃないかということも言われました。

そのことも尾崎議員にもお伝えをしているところであります。

今、合併をする気は私どもではありません。

そして、効率的な財政運営を行っていくこと、それが今、私どもの行政にすごく望まれていることだと思っています。

財政的な負担が余りにも町単独で行った場合に大き過ぎます。

その上に、費用対効果が上がらないという研究というのか、調査が出ております。

そういう中で、今、町が単独でコミュニティーバスを運行するということは、町民の大事な税金を無駄にとはいいませんけども、費用対効果が非常に

低くなる、そういうところに使うことになる結果と考えておりますので、それは今のところはできないというのが私の考えであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、この件についてはなろうと思いますが、例えば見立地区でも津島さんのところまでは三豊市からのバスが来ておるわけでございます。

そういう意味においても、近隣でももう少しということで、町が何とか今ある健康センター行きのバスを大きな意味で福祉拡充の支援の意味から見ていただいて、活用・利用できたら、高齢者の、あるいは障害者の足が確保できるということではないかと思えます。

そして、今、福祉タクシー券、先程申しましたが、5,000円だけでは、私たち白方地区に住む人たちについては、5,000円で年間補助していただいておりますが、なかなかこれでは十分な遠方の病院とか、買い物には行けないということでございますので、これを実現をしていただきたいと思います。

そして次に、第2点目に入りたいと思えます、強く要望します。

そして次に、香川県広域水道（県内一水道）についてであります。

去る2月2日火曜日付の新聞報道で、「県内水道事業統合へ」の主旨出し、そして「善通寺市、参加の議案可決」との袖見出しが掲載されており、善通寺市、坂出市の両市が協議会に加わるには、加入済みの各議会の議決が必要とのことでした。

また、2月6日土曜日付の四国新聞社による郷土の課題本社アンケートでは、郷土香川で暮らす上で自然災害として県民が不安に感じていることのトップは水不足であることが明らかになっております。

最多は水不足で回答者の62.2%、以下は、交通事故54.2%、地震49.1%、台風27.8%、高潮19.0%、各種犯罪18.9%、津波14.1%の順であったと報道されております。

そして、特徴があらわれたのは、居住市町ごとの結果として水不足を不安視する割合が最も高かったのは宇多津町で79.4%、ほか高松市74.0%、三豊市70.1%、三木町69.0%と続き、香川用水の依存割合の高い自治体が目立ったということでもあります。

このことは、水道法により水道事業は市町が行うことが原則となっておりますが、近年、国は水道事業の広域化を推進しております。

その背景には、水需要の減少や設備の更新費用の抑制がありますが、同時に将来、水道事業の民営化に向けて範囲を大きくしていくという狙いも、厚労省の主催する検討会では述べられております。

香川県の場合、平成30年度をめどに市町ごとの水道事業を廃止し、全県で一

つの水道事業体にし、水道料金も統一する計画が進められております。  
通常時は水余りになってきている香川用水を全量使い切ることを基本にするため、各地域の自己水源の廃止が求められてきております。

自己水源の廃止は、この広域化計画の最大の問題点であり、異常渇水や大災害に備えるには水源の分散化は鉄則であり、せっかく整備してきた自己水源を廃止して香川用水に一元化していくなど、目先の経費削減と引き換えに、住民は命の水の保障を失うことになり、将来、大きなツケを支払うことになると思われます。

現在進められている県下一水道にする水道広域化の協議については、今までは水道料金など生活に密着したことは町民合意で決めてきましたが、ところが広域化の議論については、多度津町の水道事業がなくなるという根本的な問題にかかわらず、町民が意見を述べられる機会は皆無であり、議会の関与も経過報告はありますが、全てが決まった最終判断のみとなっております。町民の議会への情報提供、政策形成過程での参加が保証されていないわけがあります。

そこでお尋ねをいたします。

1点目は、町民の意思決定や経営参画が一層困難になりつつあり、事前に町民への説明会を早急に開くべきであると思うがどうか。

2点目には、香川県広域水道事業設立準備協議会規約第16条、協議会はこの規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な規定を設けることができるとありますが、トップダウンの水道事業管理者だけで決めるのではなく、県下各地区の水道利用者、水道業者、有識者、水道事業者、水道課職員、水利権者の各代表での協議会をつくり、住民の意見を反映すべきと考えますがどうか。

以上、2点について質問をいたします。

上下水道課長（河田 数明）

尾崎議員ご質問の香川県広域水道事業（県内一水道）についての答弁をさせていただきます。

1点目の町民への説明会を開くべきであると思うがどうかというご質問につきましては、ご存じのとおり、平成26年10月21日に開催された香川県広域水道事業体検討協議会において、広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項の取りまとめが了承されたことを受け、同年12月11日開催の全員協議会で香川県広域水道事業体設立準備協議会への参画について、説明の上、ご協議いただいた結果、町長に判断を委ねるとの決定をいただきました。

その決定を受け、町長の判断により参画する旨を、香川県広域水道事業体検討協議会会長香川県知事宛てへ回答したことを平成27年1月14日開催の全員

協議会において報告させていただいております。

なお、平成27年第1回多度津町議会定例会におきまして、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についての議決をいただいた後に、町民の皆様には香川県広域水道事業体設立準備協議会に参加したことを広報でお知らせしております。

また、本年度開催された香川県広域水道事業体設立準備協議会の協議結果、さらにはご意見のあった町所有水道施設や自己水源の有効活用を担当課長会や幹事会などを通じ、提案、協議した結果などについて、その都度全員協議会や定例会の各常任委員会の中で議員の皆様方にはご説明をさせていただいているところであります。

なお、去る2月18日に開催された第3回の準備協議会の内容につきましては、本定例会中の建設産業民生常任委員会において、準備協議会事務局の職員より説明をさせていただく予定でございます。

これまでと同様に、町民の代表者である議員の皆様に対しまして、今後も丁寧な説明を行ってまいりますとともに、町民の皆様には広報やホームページを用いて周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目の水道利用者、水道業者、水利権者、有識者、水道事業者、水道課職員の各代表での協議会をつくり、住民の意見を反映すべきと考えるがどうかというご質問につきましては、知事並びに各市町の首長が委員として構成している準備協議会の開催前には、準備協議会規約第12条に基づき、準備協議会に幹事を置き、幹事会を開催しております。

また、その幹事会の開催前には、担当課長会やブロック別の課長会等を開催しております。

さらには、専門的事項を協議するために、準備協議会事務局運営要綱第3条第5項に基づき、7つの作業班を置き、個別専門的な事項について、各市町から推薦された専門の職員により協議をしているところであります。

作業班の中間報告につきましては、第3回の準備協議会で報告されていますので、先にも述べましたとおり、本定例会中の建設産業民生常任委員会において、その報告内容につきましても説明させていただきます。

また、今後の自己水源の取り扱いについて、地元水利組合との協議が必要と考えておりますので、議員の皆様からいただいたご意見やご要望などにつきましては、担当課長会や幹事会等で遅滞なく提案し、よりよい広域化の姿に反映できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

第1点目の住民説明会というのが、ただいまの答弁では開くのか開かないの

かというのがよく分からないので、住民説明会を開くのか開かないのかというところをお尋ねしたいと思います。

町長のご答弁をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

以前、議会の委員会の中でも申し上げたことがあると思いますが、私は毎年対話集会や、また町政報告会を度々と言っちゃおかしいんですけども、随分とさせていただいているつもりであります。

その中で、その時々案件に関しまして必ず話をしております。

その中で水道事業の一体化兼一元化に対しても話をしましたが、その折にこの答弁もこのお答えもしておりますけども、ほとんど質問がなかった。

そのことについて、町民の皆さん方は今のおりやったらいいんじゃないかというふうな反応だったと思っております。

もし町民の皆様方から、これはおかしいんじゃないか、説明しろということがあれば、必ず周知会なり説明会なりを開かせていただくつもりでおりますけども、今はそういうふうなお声がかかっていない。

今、ここ何年か町政報告会を各所で、昨日の一般質問の答弁もさせていただきましたが、数十回町政報告会をさせていただいている中で、水道事業の一元化に関しまして強い憤りとか、また質問をいただいたことはございませんので、そういう住民の声を反映しながら、住民の皆様方に説明を申し上げていこうと思っております。

それが住民参画・住民協働のまちづくりの根本的な考えだと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議員（尾崎 忠義）

安全・安心ということが必要でございます。

そして、この住民理解というのは、水道法あるいは地方公営企業法、水環境基本法、そして憲法のもとでのこの水道というのは、法的に見ても、やはり住民理解が得られないと進まないわけでございます。

そういう意味で、安くなるというだけでは、住民要望あるいは老朽化した施設、または広域化の問題については、十分な住民理解が必要であると思えます。

そういう意味で、ぜひこれは住民の話がなかったというのではなくて、町民の意思決定をぜひするために、行政が住民参画で開くべきかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（志村 忠昭）

もう時間が迫っておりますので、簡潔をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

時間も迫っているということですので、ごくごく簡潔に申し上げさせていただきます。

ただいま私が答弁したとおりでございますので、その点、どうかご承知をお願いできたらと思います。

答弁終わります。

議員（尾崎 忠義）

水は公共の財産ということでございます。

良質な水を供給するためには、ぜひ地域水道の存続の可能性が必要だと思えます。

そういう意味におきまして、ぜひ住民説明会、皆さん、多度津町には4地区ございますが、その4地区に専門的な県の職員も入れて十分理解をしていただくように説明をすべきだと思いますので、最後でございますが、強く要望して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって10番、尾崎忠義議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は、10時45分にしたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

休憩 10時30分

再開 10時46分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

4番、村井保夫君。

議員（村井 保夫）

4番、村井保夫、それでは一般質問させていただきます。

質問は1つです。

鳥獣被害対策実施隊についてです。

昨今の多度津町の中山間地域での農業の現状は、何といたっても鳥獣被害であります。イノシシによる農地の荒廃範囲の拡大です。

最近では、私の住んでいる東白方の向山、また桃山での被害が見られるようになってきました。

桃陵公園、環境課、消防庁舎、サッカーグラウンドがあり、最近では町民の

散歩、ジョギングコースとなってきました。

農業被害だけでなく、人的被害の拡大が心配されます。

このような中で、国、県では、鳥獣被害対策実施隊をつくるよう求めています。

まず、鳥獣被害実施隊とは、鳥獣被害防止法に基づき、市町村は被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等を実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置することが可能であるとあり、実施隊の設置に当たっては、1つ、隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、1つ、市町村長が隊員を任命または指名することの手続が必要とあり、鳥獣被害対策実施隊の概要として、非常勤の実施隊員の報酬や補償処置は、各市町村が条例で定めるとあります。

また、メリット措置、主として捕獲に従事する隊員、狩猟税は非課税である、また民間の隊員（非常勤の公務員など）は公務災害が適用されます。

実施隊の活動経費の8割が特別交付税措置、またライフル銃の所持許可は継続10年以上猟銃の所持がなくても、ライフル銃の所持許可の対象になり得るということです。

銃刀法の技能講習は、一定の要件を満たす隊員は猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除とあります。

また、実施隊の設置に必要な手続として、隊員の報酬や補償処置を条例で定める、また市町村長が隊員を任命または指名するとありますが、多度津町では鳥獣被害対策実施隊の設置を考えているのか、またこれから考えていくのかお教えてください。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員ご質問の鳥獣被害対策実施隊についての答弁を申し上げます。

本町の有害鳥獣、特にイノシシによる農業被害は毎年増加し、出没範囲につきましても拡大する方向にあります。

議員のご質問にありますように、桃陵公園やリサイクルプラザ付近でも目撃情報があり、去年は住宅地への出没も数回ありました。

看板設置や自治会回覧、小・中学校や幼稚園、保育所へのメール配信や通知等を通じて、周知や注意喚起を行っているところであります。

一方、被害防止対策といたしましては、くくりわなや箱わなによる捕獲や侵入防止柵の設置補助等を進めております。

侵入防止柵の設置補助につきましては、昨年9月に新たに町単独事業を加え、本年度の実績は設置件数14件、設置延長3.123メートルで、前年度から大幅に増加をしております。

また、有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲頭数も平成25年度の17頭から、平成26年度24頭、平成27年度29頭と徐々に増加をしているところでありますが、イノシシの増加を抑止するには至っていないのが現状であります。

そこで、議員ご質問の鳥獣被害対策実施隊についてでございます。

まず、実施隊の設置状況でございますが、全国では昨年4月現在で989市町村に、県内では昨年12月末現在で6市4町に、近隣では坂出市、まんのう町、琴平町に設置をされております。

県内市町の実施隊は、猟銃やわなの狩猟免許所得者で構成され、これに市町職員が加わっている場合もあります。

実態としましては、既存の捕獲体制をそのまま実施隊に移行している場合が多く、実施隊の設置が必ずしも捕獲体制の強化に結びついていないように思われます。

本町の捕獲体制につきましては、出没情報等があると、丸亀地区猟友会や町職員が現地に赴き、状況を調査した上、わなを仕掛け、後日わなの確認を行うという手順で進めております。

実施隊の設置は、狩猟税の減免や公務災害の適用、技能講習の免除等、狩猟免許取得者の皆様にはメリットのある制度ではありますが、捕獲体制が強化されるよりも、むしろ事務処理の煩雑さが加わるデメリットも大きいと考えられるため、本町での実施隊の設置はまだ検討段階にあります。

しかしながら、イノシシの増加が見込まれる中、現状の丸亀地区猟友会と町職員による捕獲体制には限界があり、狩猟やわなの免許を取得し捕獲に取り組んでいただける人材を確保することが必要になっております。

農業者をはじめ、地域の皆様に、自分たちの地域を自分たちで守るという意識を啓発し、働きかけを行うことが人材確保に結びつくのではないかと考えております。

実施隊の設置は、そのような意識を醸成するよい契機になるものと考えられることから、近隣市町や県内市町の取り組みや実態を調査研究し、本町の業務体制も考慮しながら、設置に向けた検討を進めてまいります。

平成28年度には、白方地区、佐柳地区で香川県の捕獲隊による捕獲も要望しているところであり、引き続き捕獲体制の強化や侵入防止柵設置の拡大、出没情報等の適切な提供等により、被害防止に努めてまいります。

ご理解を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

昨日3月8日午後2時から3時ごろ、新聞では静岡県の浜松の県立森林公園で50歳から70歳の男女がイノシシに噛まれたり、逃げる際に転倒などをしてけがをしたというニュースがありました。

また、このイノシシは、2歳から3歳の比較的小さなイノシシと見られるとありました。

また、先月22日、小豆島で駆除用のわなに1.5m、体重約131kgのオスのイノシシが捕獲されました。

こういう中で、国は、全国的に人的また農業被害を少しでも防ぎ、中山間地域での耕作放棄地対策の一環としています。

その中で、我が多度津町にはなぜないのですか。

また、今までとは違って、条件的には好待遇であると思います。

多度津町もこれから広報などで被害対策実施隊員の募集をする予定はないのでしょうかお答えください。

言うたんですか、ほんなら、次、入ります。

また、先ほどの町長の答弁で、県内の実施隊は猟銃や猟銃免許取得者で構成され、これに市町職員が加わっている場合もありますと言われました。

また、捕獲体制が強化されるよりも、むしろ事務処理の煩雑さが加わるデメリットも大きいと考えられるため、本町で設置はまだ検討段階にあるそうですが、町長が常に言っておられます町民の安全・安心、これは言葉だけですか。

これからは人的被害も想像し、早急にこれはつくっていかなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員のご質問にお答えをしてみたいです。

保夫議員様の質問の中にもありましたように、今、イノシシの被害というのは、農作物を荒らすということだけではなくて、人的な被害も大きく今、懸念されているというのが現状であります。

よく私ども市町長と、それから知事との意見交換会が年に何回かあります。

その席上で、すぐ私は手を挙げて質問したのですが、まず鳥獣被害のことについて2点お願いをいたしました。

2つとも言わせていただきますけども、1つは佐柳島で100kgもあるイノシシを捕獲したけども、それを猟銃で撃って殺すことができなかった。

それはなぜかという、フェリーに猟銃を持ち込むことができないという、そういう理不尽なことがありましたので、まずその点、知事にフェリーの中にも猟銃を持ち込めるようお願いをしました。

これはすぐ回答が来て、オーケーということでした。

もう一つは、先ほど申しましたように、イノシシの被害、鳥獣被害というのは農作物を荒らすだけではなくて、今はもう人的にすごく、いつそういう被害が起こるかわからない、そういう中において県のほうで捕獲隊というもの

をつくるとか、またそういうものは市町に任せるのだったら補助金を出して  
いただきたいというお願いをしました。その中におきまして、今回、県のほ  
うで捕獲隊をつくるということになりました。

そのとき、私が申し上げたのは、駅の前から多聞院保育所までの間にイノシ  
シが走っていきました。

このことはすごくショックを与えました、1つはですね。

もう一つは、それを捕獲するのに私どもの職員がそれを取り押さえました。  
他の人に人的な被害はなくてよかったんですが、もし万が一私どもの職員が  
けがをすればどうするんだということがありました。

その2つというのは、大きな、私に何とかしなければいけないという思いにさ  
せました。

そういう中におきまして、知事にその話を、これはみんな、市長、町長の前  
での話になりますので、当然テレビも来ております。

そういう中におきまして、その話を、今は県のほうで捕獲隊をつくる。  
それで、これから多度津町でもそれを検討していかなければいけないと思っ  
ています。

ただ、先ほど答弁で申し上げましたように、事務的な手続が物すごく煩雑に  
なります。

それをどのようにクリアしていくのか、限られた職員の中で、また限られた  
人の中でどのようにやっていくのか、これ大きな問題ですので、これを今、  
検討中であります。

またもう一つは、猟友会の方々というのは高齢化をしておりますので、こん  
なことを言うと失礼かもわかりませんが、現実には高齢化しておりますので、  
やはり若い方々、地域の中で若い方々が自分の地域を守ろう、そういう気概  
のある方々に出てきていただいて、そういう方々で捕獲隊をつくるってい  
う、そういうことも考えていかなければいけないんじゃないかなということ  
もお話をさせていただきました。

そういう方向で今、進んでおりますので、ご理解賜りますようにご答弁とさ  
せていただきます。

議員（村井 保夫）

先ほどの町長の答弁の中で、捕獲体制が強化されるよりも、むしろ事務処  
理の煩雑化が加わるデメリットが大きいと言われましたが、本当にこういう  
農業被害、または人的被害を予想して、多度津町としては実施隊をつくる計  
画は、やる気はあるんですか。

職員の仕事が増えるからといって、こういうのを早くやらなければ徐々に  
被害がふえてきます。

また、頭数もふえてきます。

そういう中で、産業課のほうはいかがお考えですか、お答えください。

産業課長（神原 宏一）

村井保夫議員のご質問について答弁をさせていただきます。

先ほど町長申しましたように、捕獲体制の強化という点では、現在、猟友会の方に捕獲についてはお願いしているところでありまして、捕獲自体がどうしてもわなとか猟銃を使った捕獲ということになりますので、そういう方をお願いして、町職員も一緒に赴いてという形の捕獲ということになります。

従いまして、そういう猟銃とかわなの資格免許を持たれた方が増えていくということが捕獲体制の強化に結びついていくことだと考えております。

先ほど村井議員おっしゃられましたように、そういう募集とか、そういう部分については広報等を通じて広く呼びかけていきたいと思ひますし、業務が煩雑になるという部分については、それはなっていっても、しなければいけない部分についてははしていく覚悟というか、そういうものはございますが、一番必要な部分については、捕獲体制を強化するという部分のそういう人員を確保していくことが一番必要なことだと考えております。

先程町長申し上げました部分で、香川県において捕獲隊をとという話がございましたが、28年度予算にも要望させて、予算書に上げさせていただいてますけれども、指定管理鳥獣捕獲等推進事業というものが県にございまして、その中で多度津町においては白方地区、佐柳地区においてそれをやってもらいたいという要望を出しております。

そういう中で、佐柳の離島でありますとか、白方の山の奥深く、通常入っていけないような部分に集中的に入って捕獲するというような事業でございしますので、そういう部分で捕獲体制の強化ということにはなっていないかと思ひます。

そういうことも含めまして、実施隊については、今後そういう体制を強化していく中で考えていきたいと思ひておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

議員（村井 保夫）

昨日の農業新聞に、野生鳥獣の捕獲を担う鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村が、2015年末現在で1,012件、農水省の目標が15年度中に1,000市町村だったそうです。

そういう目標を初めて上回ったことがわかりましたとありました。

また、生息域の拡大などで農作物被害が依然減らない現状を踏まえ、各地で着実に進んだ結果であると言っています。

実施隊は、8年施行の鳥獣被害防止措置法に基づいて、捕獲の防止柵設置など

の対策をまとめた被害防止計画をつくり、市町村職員らが隊員として参加するとあります。

そういう中で、香川県内では、実施隊をつくっていないのが丸亀、善通寺、三木町、直島、宇多津、多度津です。

近隣市町村で聞いても、やってないところは近くですから、県内全域ではこの近辺、多度津、宇多津だけです。

丸亀、善通寺がやっていないので、聞いてもやってないという返事がたくさんあると思います。

そういう中で、また先程言われたわなで捕獲したイノシシを殺す場合、一番危険なんですね、棒で、竹やりでとか、そういうなんで突いて殺します。

この鳥獣被害対策実施隊の中で麻醉銃の補助もあります。

先程町長の答弁で言われた町の中での危険区域ですかね、町内での捕獲に際しては、麻醉銃もやはり町としても1つぐらいは持っておく必要があるんじゃないかと思います。

そういうのはどうお考えですか、またお聞かせください。

産業課長（神原 宏一）

村井保夫議員のご質問の答弁でございます。

麻醉銃につきましては、保管とか、それから麻醉銃を使う場合にも麻醉薬の量とか、そういう部分をきちんと使い分けをしなければいけないということ等があるようでございます。

そういう部分で、町の場合、町立の病院とか、病院とか医療機関でそういう麻醉薬については保管しなければいけないのではないかと思いますので、そういう部分で保管体制とか、それから実際使用する場合の専門的な部分、そういうところで今のところ、町として麻醉銃ということについては今後もちよっと難しい状況にあるのではないかと考えております。

議員（村井 保夫）

麻醉薬の保管場所が難しい、保管が難しいとかというのは、また何か町のほうがその対策を調べずに。

今後、麻醉銃はぜひ必要だと思いますので、保管方法また麻醉の濃度関係をいろいろ調べて、ぜひ置いていってもらって、わなにかかったイノシシを殺す際にも利用できるようにぜひやっていかないかんのとは違うんですかね。

町長はどう思いますか。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

麻醉銃の使用についてであります、これはやはり法的なものとか、また安全性、いろんなことを加味しながら検討させていただきたいと思っております。

す。

よろしくお願いを申し上げます。

議員（村井 保夫）

大変ありがとうございました。これからも町長がおっしゃるように町民の安全・安心、また農業収入の向上のために捕獲隊の設置を、ぜひ設置してほしいと思っております。

以上で終わります。

ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、4番村井保夫議員の一般質問を終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時15分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 28 年 3 月 9 日  
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記